

昭和四十六年十二月二十八日受領  
答 弁 第 七 号

(質問の 七)

内閣衆質六七第七号

昭和四十六年十二月二十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮 作

衆議院議長 船 田 中 殿

衆議院議員寺前巖君提出米軍基地に働く労働者の思想・信条調査に関する質問に対し、別紙答  
弁書を送付する。

衆議院議員寺前巖君提出米軍基地に働く労働者の思想・信条調査に関する質問に対する答弁書

地位協定第十二条第五項又は基本労務契約前文における指摘の部分は、駐留軍労務者についての労働条件等又は「従業員の基本的権利」について定めるものであるところ、質問の「履歴書」は、駐留軍労務者の採用に当たつて、米軍が独自に徴しているものであり（基本労務契約第一章B節参照）、その限りにおいて、好ましいとは考えないが、右の「履歴書」を徴することが、直ちに、質問書に掲げられた日本国憲法又は法律の各条に違反すると断ずることは、困難である。

なお、米軍が、駐留軍労務者について、思想、信条を理由に労働条件の差別を現実に行なうことがあるとすれば、そのことは、地位協定の右条項に違反することは、いうまでもない。

右答弁する。